

労働における基本的権利に関する原則／ILO基本条約

- 1998年の第86回ILO総会で採択された「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」において、全てのILO加盟国は、労働者の基本的権利に関する4つの原則（結社の自由等）について、尊重等すべきものとされた。当該4つの原則を具体化した8つのILO条約が、ILO基本条約（中核的労働基準）と呼ばれてきた。
- 2022年の第110回ILO総会で、労働安全衛生を新たに労働者の基本的権利に関する原則に含め、ILO基本条約に2つのILO条約を追加することが決定された。
- 現在、**労働者の基本的権利に関する原則は5つ、ILO基本条約は10条約**である。

基本的権利に関する原則	ILO基本条約（中核的労働基準）
結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認	結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号）
	団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号）
あらゆる形態の強制労働の撤廃	強制労働に関する条約（29号）
	強制労働の廃止に関する条約（105号）
児童労働の実効的な廃止	就業が認められるための最低年齢に関する条約（138号）
	最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時の行動に関する条約（182号）
雇用及び職業についての差別の撤廃	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号）
	雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）
安全かつ健康的な作業環境	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（155号）
	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（187号）